

生駒市監査委員告示第3号

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月14日

生駒市代表監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示

生駒市監査委員事務局処務規程（昭和48年3月生駒市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「局長補佐」の次に「、副係長」を、「主事」の次に「、副主事」を加え、同条第3項中「係長」の次に「、副係長」を加え、「及び主事」を「、主事及び副主事」に改める。

第3条第7項中「主事」を「副主事」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「主任」の次に「及び主事」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。